

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
平成 28 年度 実施状況報告

平成 2 9 年 1 0 月

三 重 県

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画

平成 28 年度 実施状況報告

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」(以下「条例」という。)の基本理念に位置づけられた4つの基本的施策の推進に向けて、平成28年3月に策定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」(以下、「基本計画」という)及び「同行動計画」(以下、「行動計画」という。)に基づき、農業及び農村の活性化に取り組んでいます。

「条例」の基本理念に位置づけられた4つの基本的施策
安全・安心な農産物の安定的な供給
農業の持続的な発展を支える農業構造の確立
地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮
農業・農村を起点とした新たな価値の創出

基本計画に基づく当該年度の施策の実施状況については、条例第9条第5項の規定に基づき、毎年一回、とりまとめて公表することとしています。

このたび、平成28年度の実施状況がまとまりましたので、ここに公表するものとします。

基本計画の基本施策と施策展開内容に基づく行動計画の体系

基本施策	基本事業	目次
安全・安心な農産物の安定的な供給 (3P)	(1)需要に応じた水田農業の推進	4
	(2)消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	9
	(3)畜産業の健全な発展	14
	(4)農産物の生産・流通における安全・安心の確保	20
農業の持続的な発展を支える農業構造の確立(25P)	(1)地域の特性を生かした農業の活性化	26
	(2)農地中間管理事業を核とした営農体制の構築	29
	(3)多様な農業経営体の確保・育成	33
	(4)農業生産基盤の整備・保全	39
	(5)農畜産技術の研究開発と移転	43
地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮(48P)	(1)地域の特性を生かした農村の活性化	49
	(2)多面的機能の維持・発揮	54
	(3)災害に強い安全・安心な農村づくり	57
	(4)中山間地域農業の振興	61
	(5)獣害につよい農村づくり	65
農業・農村を起点とした新たな価値の創出(70P)	(1)食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出	71
	(2)県産農産物の魅力発信	75
	(3)イノベーションを担う人づくり	81

基本施策 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

消費者の「食」に対するニーズに応え、安全・安心な農産物を安定的に供給するため、農業の生産体制の維持・発展を図ります。

また、農業を若者にとって魅力のある産業としていくため、国内外における需要の取り込みなど、「もつかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進することにより、収益性と高付加価値化を意識した農業の展開を図ります。

さらに、行政による農薬等の生産資材の使用や、米穀等の食品表示についての適切な指導・監督を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主管理の定着を促進します。

基本目標指標

農業産出等額

農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計（農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ）（経営所得安定対策等による交付金等を含む）

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (行動計画 の目標)	平成 37 年度 (基本計画 の目標)
目標値		1,144 億円 (平成 27 年)	1,149 億円 (平成 28 年)	1,155 億円 (平成 29 年)	1,160 億円 (平成 30 年)	1,165 億円 (平成 36 年)
実績値	1,138 億円 (平成 26 年)	1,175 億円 (平成 27 年)				

28 年度評価

基本目標指標の「農業産出等額」は、生産者や生産者団体等と連携し、米の安定生産をはじめ農畜産物の生産拡大や魅力発信などに取り組むとともに、農畜産物価格が堅調に推移したこともあり、目標を達成できました。

また、4本の取組目標についても、需要に応じた水田の活用や新たな取組に挑戦する園芸産地の育成、高収益型畜産連携体の育成、GAP実践を推進・支援する指導員の育成などに取り組み達成しました。

引き続き、需要に応じた農産物の生産拡大や産地の収益力向上などに取り組むとともに、東京オリンピック・パラリンピックを見据え、GAPなどの認証を取得した農畜産物供給体制の整備や認知度向上のためのプロモーションを展開します。

【基本事業 1】 需要に応じた水田農業の推進

【基本事業 2】 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

【基本事業 3】 畜産業の健全な発展

【基本事業 4】 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

【基本事業 - 1】 需要に応じた水田農業の推進

基本事業の取組方向

需要に応じた水田の活用を図るため、T P Pや米政策の見直しへの円滑な対応を図りつつ、製粉事業者とのサプライチェーンの強化による小麦の生産拡大や需要に応じた大豆、飼料用米等の生産拡大、地域の特性に応じた新たな作目の導入などを経営所得安定対策等の活用により促進します。また、「結びの神」をはじめ、地域特性を生かしたブランド米の生産拡大や新たな地域ブランド米の育成、米穀事業者との連携による県産米のシェア拡大に取り組みます。

さらに、県産米の品質向上を図るため、ほ場管理システムと連動した作業機械の導入など、I C T（情報通信技術）等を利用した高度管理技術の活用を進めます。

取組目標

米、小麦、大豆の自給率 （カロリーベース）	県民の皆さんが食料として消費する米、小麦、大豆のうち、県内産により供給が可能な割合
--------------------------	---

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (行動計画 の目標)	平成 37 年度 (基本計画 の目標)
目標値		77% (平成 27 年度)	78% (平成 28 年度)	79% (平成 29 年度)	79% (平成 30 年度)	81% (平成 36 年度)
実績値	77% (平成 26 年度)	77% (平成 27 年度)				
達成率		100%				

28 年度評価

地域農業再生協議会と連携して、需要に応じた麦、大豆、飼料用米等の生産拡大に取り組み、麦の作付面積は6,820ha(対前年150ha増)、大豆の作付面積は4,470ha(対前年20ha減)、飼料用米の作付面積は1,785ha(対前年380ha増)と増加しました。一方、需給調整の強化に伴い、水稻作付面積が27,000ha(対前年700ha減)と減少したほか、小麦・大豆の収量が減少したことなどにより、米、小麦、大豆の自給率(平成27年度)は前年度と同様に77%となりました。

引き続き、需要に応じた米、麦、大豆、飼料用米等の生産拡大や、麦・大豆の収量安定化技術の普及に取り組むとともに、県産米のシェア拡大に向けて、首都圏の高級ホテル等をターゲットとしてプロモーション等に取り組みます。

28 年度の取組状況

1 需要に応じた水田の活用を図る総合的な対策

水田活用作物の需要に応じた安定生産を図るため、平成25年度に策定した新しい「三重の米（水田農業）戦略」に基づき、29市町で策定された「水田フル活用ビジョン」の実現に向け、麦・大豆・飼料用作物等の生産拡大を地域農業再生協議会と連携して進めました。

経営所得安定対策の積極的な活用に向け、ブロック別推進会議、担当者会議などにおいて制度の説明を行いました。経営所得安定対策の交付対象面積は、麦6,641ha（対前年66ha増）、大豆4,371ha（対前年8ha増）と前年を上回る実績となりましたが、需給調整が強化された米は前年を下回り15,777ha（対前年65ha減）となりました。

水稻種子等の安定供給に向け、種子生産農家への優良種子の生産指導、的確な種子審査等を行うとともに、三重県米麦協会が行う種子の安定供給等に要する経費等の一部を負担しました。水稻種子更新率については90.3%（対前年比0.1%減）と、前年とほぼ同等でした。

2 国の米政策の見直しへの円滑な対応

国の米政策の見直しへの円滑な対応を図るため、国、県、市町、関係団体等で構成する「三重県農業再生協議会」において、他県の対応方針や現場に及ぼす影響等の情報収集を行い、対応方針の検討を進めました。

また、地域の実情を把握するため、各地域農業再生協議会を対象に、地域における具体的な対応方策や必要な支援等に関するアンケートを実施しました。

3 水田営農の低コスト化・省力化や作物の高品質化

効率的なほ場管理手法を確立するため、伊勢地区のモデルほ場において、収量等の測定機能を有する最新鋭のコンバインを用いて、収量・品質等のデータを蓄積するとともに、モバイル端末を用いたほ場管理システムの有効性を検証しました。

その結果、これらの技術が施肥改善やほ場管理の効率化に有効であることを確認できたことから、今後、普及に向けて検討を進めていくこととなりました。

本県の中心品種であるコシヒカリの品質向上に向け、施肥技術の改善など栽培指導を徹底するとともに、登熟期の気象条件にも恵まれたことから、一等米比率は62.5%（速報値）と、全国平均の83.4%（速報値）を下回ったものの、昨年に比べて18.9ポイント向上しました。

夏場の高温に強い県開発の新品種「三重23号」の一等米比率については99.9%（速報値）と、昨年に続き他の品種や全国平均を大きく上回りました。

4 地域特性を生かしたブランド米の生産拡大と県内外への販路拡大

「三重23号」は、公募により選定した生産者・組織69件（対前年2件増）により、164ha（対前年21.3ha増）で生産され、量販店等での年間販売量は358t（対前年82.6t増）と拡大しました。「三重23号」のうち独自の品質基準を満たした米を「結びの神」として販売しています。

「結びの神」のブランド化に向け、米穀事業者による首都圏の米穀店等を対象としたPR活動等を支援しました。首都圏等においては、既存の取扱店に加え、ネット通販等でも取引が行われ、年間の取扱量は23t(対前年度約2.3t増)と増加しました。また、県産米の認知度向上を図るため、関係団体と連携し、首都圏等のイベントでPRを行いました。

5 需要に応じた小麦の生産拡大と大豆の栽培技術改善

需要に応じた麦、大豆の品質確保および生産性の向上に向け、生産者団体による麦・大豆の研修会の開催を支援しました。麦の作付面積は6,820ha(対前年150ha増)と増加したものの、飼料用米の生産拡大により大豆の作付面積は4,470ha(対前年20ha減)と減少しました。

麦、大豆の品質および単収の向上対策として、チゼルプラウ深耕および大豆の早播き摘芯技術の技術実証に取り組みました。小麦については、需要が多く生産性の高い「あやひかり」への品種転換を進め、作付面積は3,688ha(対前年約200ha増)となりました。また、「タマイズミ」にコムギ縞萎縮病の抵抗性付与した「タマイズミR」の導入に向け、県農業研究所において原原種の生産を行い、平成29年度から現地実証を行う運びとなりました。

小麦の平均反収は、出穂期以降の多雨による肥料の流亡や少日照などの影響により、227kg/10a(対前年85%)と減少しました。一方、大豆の平均反収は、10月以降の気象条件に恵まれ95kg/10a(対前年123%)と増加しました。

6 飼料用米の作付推進

経営所得安定対策を活用し、麦・大豆の不適地を中心に飼料用米の生産を推進したところ、作付面積は1,785ha(対前年380ha増)と増加しました。また、収量の向上を図るため、あきだわら等の多収性品種に関する情報提供を行い、多収性品種の割合は58%(対前年30%増)と増加しました。

県内の畜産農家を対象に飼料用米の需要量調査を実施するとともに、調査結果をフィードバックすることにより、畜産経営体と各地域農業再生協議会とのマッチングを進めた結果、地域内流通による飼料用米作付面積は791ha(対前年256ha増)と拡大しました。

7 麦・大豆を補完する新たな作目の作付推進

JAとの連携により、水田を利用した加工・業務用野菜の生産普及に取り組み、えびすかぼちゃ(6ha)の栽培が開始されました。

加工・業務用野菜に適したキャベツ品種を選定するため、新たな品種の栽培実証に取り組み、玉肥大のよい「TCA517」が加工・業務用品種として有望であること確認し、作付けを推進しました。

今後の取組方向

水田の有効活用と平成30年産からの米政策見直しへの円滑な対応を図るため、県が参画する「三重県農業再生協議会」において対応方針等の協議を進め、生産者等への周知に取り組みます。

各市町段階で策定された「水田フル活用ビジョン」に基づき、需要に応じた、米・麦・大豆・飼料用米等の生産を進めます。需要の堅調な麦・大豆の生産拡大を図るため、小麦品種「あやひかり」の導入促進や収量安定化を図る技術の普及に取り組みます。

県産米の品質を底上げするため、食味等の分析に基づき、品質向上を図る技術の導入を進めます。

県産米のシェア拡大を図るため、東京オリンピック・パラリンピックが開催される首都圏の高級ホテルやレストラン等において、食味と品質を厳選したプレミアムな「結びの神」等のプロモーションを行うとともに、需要が旺盛な業務用米への対応を進めます。

飼料用米については、引き続き麦、大豆の不適地において作付けを推進します。

トピックス1

知事が西武池袋本店で「結びの神」のトップセールスを実施！



知事による西武池袋本店でのトップセールス

知事が命名した三重のブランド米「結びの神」は栽培5年目を迎え、定番品種として定着するとともに、販路についても県内量販店のみならず、首都圏等の飲食店などにも拡大しています。

平成28年9月には、西武池袋本店での物産展「三重のおぼしめし展」において、知事によるトップセールスを行い、伊勢志摩サミットで脚光を浴びた三重県産品の一つとして、「結びの神」のPRを行いました。

また、新宿駅東口で開催されたイベント「新宿芸術天国2016」では、県職員が案山子に扮して、「結びの神」の魅力を発信しました。

今後も、東京オリンピック・パラリンピックで注目が集まる首都圏を中心にPR活動を展開し、「結びの神」の需要拡大につなげていきます。

新宿駅東口で「結びの神」の魅力を発信



トピックス2

麦、大豆の生産性向上に向け、収量の安定化を図る新技術を導入！



大豆早播き摘芯



小麦チゼルプラウ深耕

本県は水田転作による小麦・大豆の栽培が盛んで、作付面積は小麦で全国第5位、大豆で全国11位と主産県の一つとなっています。また、小麦については伊勢うどんを中心とする製麺需要が高まっているほか、大豆についても豆腐需要が高く、さらなる増産が求められています。一方、小麦、大豆の平均反収はいずれも全国平均を下回っており、生産性向上が喫緊の課題となっています。

そこで、生産性向上を図る新技術を普及するため、小麦ではチゼルプラウ深耕による排水対策技術、大豆では早播き摘芯による適期作業技術等の展示ほを7か所に設置し、増収効果の実証を行いました。

今後は、国の補助事業等も活用して新技術の導入を推進し、小麦、大豆の増収につなげていきます。

【基本事業 - 2】 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

基本事業の取組方向

園芸等産地の維持・発展に向け、T P Pへの円滑な対応を図りつつ、野菜における加工・業務用需要への対応や、栽培する品目の複合化、果樹の輸出、茶の輸出に向けたJ G A Pなどの認証取得、需要が高く特色ある花き・花木等の品種の導入など、国内外の新たな需要の取り込みにより、産地改革を進める園芸等産地の取組を支援します。また、伊勢志摩サミットなどのイベントを契機に、県産園芸等品目の魅力発信を支援します。

取組目標

産地改革に取り組む園芸等産地増加数（累計）	加工・業務用需要や海外市場への対応、栽培品目の転換による新産地の育成など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地数（累計）
-----------------------	---

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (行動計画 の目標)	平成 37 年度 (基本計画 の目標)
目標値		25 産地	30 産地	35 産地	40 産地	57 産地
実績値	20 産地	25 産地				
達成率		100%				

28 年度評価

トマト産地への次世代型施設園芸施設の導入支援や、複合経営品目（アスパラガス）の作付けによる水稲産地の収益力向上、ショッピングモールとの連携による花きの販路拡大、機器の高度化による茶の高品質化など、新たな取組に挑戦する産地の育成を進め、目標を達成しました。

引き続き、需要に応じた野菜産地の育成や、果樹および伊勢茶の輸出の拡大、高品質・省力化技術の導入等による産地の収益力向上に取り組むとともに、伊勢志摩サミットのレガシーを生かしながら、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給をめざし、首都圏へのプロモーションやG A Pなどの認証取得促進などに取り組めます。

28年度の取組状況

1 産地改革を進める園芸等産地の育成

野菜

北勢地域のトマト産地において、国の産地パワーアップ事業の活用により、高度な環境制御技術を用いて多収量をめざす次世代施設園芸施設の導入を支援し、生産規模の拡大（3戸、84a）が実現しました。

新規就農者や土地利用型生産者の経営安定化を図るため、伊賀地域において水稲や露地野菜等との複合品目としてアスパラガスの作付けを促進し、新規生産者は3戸、作付面積は6.3haとなりました。

果樹

本県の主要な園芸品目であるかんきつのタイへの輸出の定着化に向け、関係機関と連携してタイ向け選果ラインの整備等を支援し、新たに追加された検疫基準への対応を進めました。また、販路先であるタイの高級スーパーとの連携を強化するため、VIP顧客による収穫体験の受入れを支援しました。

試験輸出において評価の高かった前川次郎柿については、タイおよび香港への本格的な輸出が実現し、輸出量は20t（対前年17t増）になりました。また、さらなる輸出拡大に向け、選果場の整備を支援しました。

茶

米国への伊勢茶の販路開拓に向け、バイヤー招へいによる産地視察（6件視察）やニューヨークの大規模展示商談会におけるPR機会の提供（4人参加）などに取り組み、輸出に向けた商談機会の創出につながりました。

本県の主要な茶産地である北勢地域において、かぶせ茶の収益性向上を図るため、国の産地パワーアップ事業の活用により、高機能被覆資材の導入（59ha）を支援しました。また、度会町においては、地域の共同加工施設を対象として、作業の効率化と品質向上を図る加工機械の更新を支援しました。

花き・花木

県産花きの消費拡大に向け、「鈴鹿花き温室組合」の取組をサポートし、「母の日」などのイベントに沿った商品の販売や体験教室の開催など、ショッピングモールにおける県産花きのPR活動を支援しました。これらの取組により、ショッピングモールと生産者団体との連携が構築され、消費拡大イベントの継続的な実施につながりました。

2 野菜産地の維持・発展

生産者やJA、卸売・仲卸業者、中食・外食事業者などで構成する「三重県加工業務野菜産地振興協議会」と連携して、作柄安定技術の導入支援等により加工・業務用野菜の作付け推進を図り、栽培面積はキャベツ28.2ha、かぼちゃ13.8haと拡大しています。

野菜産地の充実に向け、野菜の産地強化計画を策定している35産地を対象に、計画に位置づけられている取組を支援しました。

野菜生産出荷安定法に基づき、野菜の安定供給を図るため、指定産地7産地および特定産地20産地を対象に、新しい防除技術や新品種の導入など、専門的な産地指導を行うとともに、価格低落時に価格差を補填する価格安定対策事業を実施しました。指定野菜価格安定対策事業では6,363トン、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業では3,571トンの申し込みがあり、作付けが拡大しているキャベツやネギで申し込みが増加しました。

3 果樹産地の強化

かんきつ類の高収益栽培体系への転換を図るため、マルチ栽培と点滴灌水を組み合わせた「マルチ・ドリップ栽培方式」の導入を推進し、栽培面積は53haに拡大しました。

新品種による新たなブランドづくりをめざし、県が育成したかんきつ新品種の導入を進め、糖度が高い極早生ウンシュウ「みえ紀南1号」の導入面積は50.7ha(対前年3.7ha増)と拡大しました。

三重南紀みかんの首都圏における知名度向上と販路拡大を図るため、「みえ紀南1号」のうち収穫時期が早く糖酸度の基準を満たした超極早生温州みかん「みえの一番星」を中心に、東京都中央卸売市場大田市場において、生産者団体と連携して副知事によるトップセールスを行いました。

4 伊勢茶のブランド化

老朽化した茶園の改植を進めるため、茶業団体等による「伊勢茶リフレッシュ運動」の取組をサポートするとともに、国補助事業の活用支援や産地での技術指導を実施しました。平成28年度の改植実績は11.5ha(累計221ha)となりました。

輸出を見据えた売れる茶づくりに向け、「伊勢茶トレーサビリティシステム」の普及拡大等に取り組み、JGAP認証取得件数は16経営体(平成28年度新規3経営体)となりました。また、輸出に関心のある生産者や関係者を対象に、三重県が作成した防除指針に基づき、米国への輸出に対応できる防除方法に関する研修会を開催しました(67人参加)。

首都圏における伊勢茶の認知度向上に向け、11月からの約2か月間、東京表参道のカフェにおいて「伊勢茶ポップアップカフェ」を設置し、発信力の高い女性やメディア関係者等をターゲットに、伊勢茶の販売や淹れ方ワークショップの実施などにより、伊勢茶の新たな魅力を提案しました。

第70回全国お茶まつり三重大会の一環として、県内ショッピングモールおよび鈴鹿サーキットにおいて伊勢茶の消費拡大イベントを開催し、呈茶や伊勢茶クイズラリーなどにより茶産地三重の魅力を発信しました。

5 花き・花木の消費拡大に向けた取組

独自に育成した白系サツキ新品種「伊勢路錦」の品種登録を出願するとともに、生産拡大に向けて県内の生産者団体と許諾契約を結びました。また、生産者に栽培マニュアルや種苗を配布するとともに、高品質生産に向けた指導や知名度向上に向けたPR活動に取り組みました。

県産花き花木の魅力を県民にPRするため、花き生産者団体と連携して、三重県花き品評会（年2回）および三重県植木まつり（年1回）を開催しました。花き品評会への来場者は約1,800人、植木まつりへの来場者は約3,500人でした。

花きの消費拡大を図るため、フラワーアレンジメントのデモンストレーションの実施や寄せ植えなどの体験教室（のべ503人参加）の開催、フラワーバレンタインPRでの切花の配布など、花き業界団体の取組を支援しました。

小中学校における花育を推進するため、学校花壇コンクール参加校の教員を対象とした講習会の開催（22校、22人参加）などにより、学校花壇作りの技術指導を実施しました。

今後の取組方向

加工・業務用野菜の生産拡大を図るため、土づくりなど、作柄安定技術の導入を推進するとともに、生産者や実需者等関係者により構成するコンソーシアムの活動を支援し、水田地帯での新たな野菜産地の育成に取り組みます。

東京オリンピック・パラリンピックに向けて産地競争力を高めるため、機能性分析を行い、アスリートの健康増進に寄与する野菜の生産体制構築等を進めます。

国内需要に応じた果樹の高品質化・ブランド化を図るため、マルチ栽培や改植などを促進します。また、輸出拡大に向け、各国の輸出検疫条件への対応を進めるとともに、アジア経済圏での販路開拓に向けたプロモーション活動等に取り組みます。

輸出を見据えた売れる茶づくりに向け、米国の残留農薬基準に対応する防除方法の確立や「伊勢茶トレーサビリティシステム」の取組拡大によるGAP認証の取得促進に取り組むほか、伊勢茶の知名度向上に向け、海外展示会への出展や機能性商品の研究・開発などの魅力発信に取り組みます。

伊勢茶の首都圏における知名度向上に向け、高級ホテルやレストランをターゲットとして、県茶業関係団体の協力などを得ながらプロモーションを展開します。

花き花木については、引き続き、関係団体と連携し、消費動向をふまえた新品種の導入や花育緑育活動などを推進するとともに、東京オリンピック・パラリンピック施設の壁面・屋上緑化に携わる建設事業者や緑化事業者等を対象に県産花木類のPRに取り組みます。

トピックス1

伊勢地域で青ねぎの生産拡大に取り組んでいます！

伊勢地域では、需要の拡大している青ねぎの産地を育成するため、JAと連携して栽培技術指導等に取り組んできており、現在では、県内最大の産地（生産者37戸、生産面積約64.1ha）が形成されています。JA出資の子会社「あくりん伊勢」では、産地を支える若手の生産者を確保するため、働きながら栽培技術の習得ができる2年間の長期研修も実施されています。

平成28年度には、安定して高品質な苗を提供できる環境を整備するため、国の産地パワーアップ事業を活用して、青ねぎ専用の共同利用育苗ハウス（2,000㎡）の新設を支援しました。

今後、生産規模のさらなる拡大に取り組むとともに、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給をめざし、国際水準GAPの認証取得を進めていきます。



新設された育苗ハウス



育成中の青ねぎ苗

トピックス2

米国への輸出拡大をめざし、NYの大規模食品見本市で伊勢茶をPRしました！

緑茶のニーズが高まる米国をターゲットに、伊勢茶の販路拡大を図るため、米国バイヤーとの商談機会の創出に取り組んでいます。

平成29年1月には、茶葉の輸入・加工を行う米国のバイヤー3人を伊勢茶の園地に招へいし、茶園や工場等の視察・伊勢茶の試飲の機会を提供しました。

また、3月5日から7日まで、米国ニューヨークで開催された大規模食品見本市（International Restaurant & Foodservice Show of New York）に伊勢茶専門ブースを出展し、県内茶生産者4人とともにプロモーションおよび市場調査を実施しました。3日間で50社以上の飲食業者等との商談が行われ、「味が良く非常においしい」など高く評価されたほか、「有機のお茶を取扱いたい」、「高級感のあるパッケージのお茶がほしい」など、具体的な要望も聞くことができました。米国への本格的な輸出の実現に向け、米国バイヤーのニーズに応じた商品開発を進めていくとともに、引き続き商談機会の提供に取り組んでいきます。



【基本事業 - 3】 畜産業の健全な発展

基本事業の取組方向

畜産業の競争力強化に向け、T P Pへの円滑な対応を図りつつ、畜産農家を核に関連産業等が連携する高収益型畜産連携体づくりを進めるとともに、自給飼料の生産拡大や肥育素牛の県内生産体制の構築、県産畜産物のブランド力向上と国内外の販路拡大の促進等に取り組みます。また、県産畜産物の安全・安心と安定供給を確保するため、家畜伝染病に係る防疫体制の強化や、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めるほか、畜産経営の安定化を図るため、国の経営安定制度等の活用を促進します。

取組目標

高収益型畜産連携体数 (累計)	畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、生産コスト低減や畜産物のブランド化等によって収益力の向上および雇用の創出等をめざす連携体数(累計)
--------------------	---

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (行動計画 の目標)	平成 37 年度 (基本計画 の目標)
目標値		8 連携体	12 連携体	16 連携体	20 連携体	44 連携体
実績値	4 連携体	8 連携体				
達成率		100%				

28 年度評価

畜産業の競争力強化や県産畜産物の安定供給を図るため、和牛繁殖基盤の強化や自給飼料の生産利用拡大、異業種と連携して6次産業化などを進める高収益型畜産連携体の育成等に取り組み、平成28年度目標を達成しました。

引き続き、家畜防疫体制の強化や県産畜産物のブランド力向上と国内外の販路拡大の促進、生産技術等の開発と移転に取り組みます。

また、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、特色のある高品質な畜産物の供給体制を構築するため、肥育素牛の県内生産体制の構築やJ G A P家畜・畜産物等認証制度の取得推進などに取り組みます。

28年度の取組状況

1 畜産経営の競争力強化

3者以上の連携により、収益力の向上をめざす高収益型畜産連携体を育成するため、事業計画の作成にあたっての助言等を行い、子牛生産の拡大に向けた繁殖農家と酪農家等の連携体や、循環型畜産経営の構築に向けた耕種農家と養豚農家等の連携体など、新たに4連携体（累計8連携体）を育成しました。

畜産経営の規模拡大を図るため、国の畜産クラスター関係事業等を活用し、酪農の堆肥用乾燥ハウス（1棟）の整備を支援し、32頭の規模拡大が図られました。また、平成29年度の施設整備に向け、肉用牛、酪農および採卵鶏の畜舎等の整備計画作成を支援しました。

地理的表示（GI）の保護が受けられるよう、特産松阪牛の登録を促進し、平成29年3月に登録されました。

2 飼料自給率の向上と資源循環型畜産の確立

稲発酵粗飼料および飼料用米の作付け拡大に向け、現場での技術指導や畜産農家と生産農家との調整による地域内流通の拡大に取り組みました。稲発酵粗飼料の生産面積は241ha（対前年1ha増）、飼料用米は1,785ha（対前年367ha増）に増加しました。

なお、稲発酵粗飼料については、県内生産のほぼ全量が耕畜連携による取組となっています。また、飼料用米については、1,785haのうち791haが県内で利用されています。

飼料生産基盤の強化に向け、高糖分・高消化性飼料用イネ「たちすずか」および多収性品種「あきだわら」の最適な栽培条件、および種子生産方法を明らかにしました。

また、関係機関や耕種農家、畜産農家を対象とした研修会の開催（2回）や現地実証ほ（4箇所）の設置等により、一定の成果が得られた技術を普及しました。

家畜排せつ物の適正処理および利用促進に向け、畜産農家を対象に家畜排せつ物法に基づく立入検査や耕種農家等利用者のニーズに即した堆肥生産の助言等を行いました。

3 肉用子牛の安定的な県内自給体制の確立

受精卵移植技術の活用により、和牛子牛生産の拡大を図るため、技術研修会の開催（6人参加）や子牛育成指導者の養成（10人）などにより、酪農家等を対象に受精卵移植技術の普及に取り組んだ結果、子牛生産を行う繁殖農家は35戸（対前年度5戸増）になりました。

初めて子牛生産に取り組む農家等を対象に、県単独補助金の交付等により、繁殖雌牛の導入助成を行い、繁殖雌牛の導入頭数は累計136頭（対前年度112頭増）と大幅に拡大しています。

体外受精卵の受胎率向上に向け、受精卵凍結技術等の確立と現地実証（酪農家24戸、195頭）に取り組んだ結果、受胎率は約40%となり技術の安定化が図られ、農家への普及段階となりました。

子牛の生産拡大を図るため、三重県和牛繁殖協議会の取組を支援し、子牛の県内循環に関する実証調査や繁殖牛の重要病害である牛白血病対策の研修会開催などに取り組みました。

4 県産ブランド牛肉等の海外輸出の促進

県産ブランド牛肉（伊賀牛、松阪牛）の米国への販路開拓と定着促進を図るため、米国内にコーディネーターを設置して、顧客ターゲットに対する入荷（輸出）情報の発信、フェアの開催提案などのフォローアップを行いました。その結果、オランダ市の高級リゾートホテルにおいて、松阪牛フェア（9日間の松阪牛PRフェア）の継続開催につながりました。

県内畜産事業者（3社）を対象にシンガポールにおける商談機会を提供するとともに、市場情報の提供や輸出実践マニュアルの作成、貿易実務等の研修実施などにより、アジア経済圏（シンガポール・香港）をターゲットに、畜産事業者の主体的な輸出取組を支援しました。

シンガポールの日系百貨店内における松阪牛フェアの開催にあたり、県外の食肉処理施設等との調整を行うなど、松阪牛のシンガポール向け初輸出の実現を支援しました。

5 みえ特産鶏の生産性向上とブランド力向上

熊野地鶏の生産性を改善するため、遺伝的に脚の変形が少ない新たな雌系種鶏を導入して優良系統を作出するとともに、この優良系統から新たなみえ特産鶏を産出しました。

また、官能試験と生産性試験により、新たなみえ特産鶏の肉質等を確認するとともに、生産段階における死亡率の低下を明らかにしました。

サミットを契機とした熊野地鶏の需要増加に対応していくため、関係機関が連携して、雉飼育施設を活用した飼養規模の拡大や、生産性向上を図る技術指導に取り組みました。

熊野地鶏の首都圏等での販路拡大および知名度向上を図るため、県内外の量販店 10 店舗（県内 9 店舗、県外 1 店舗）での試食販売や関連するイベント（首都圏 2 回）での PR 活動など、生産者による取組を支援しました。

6 養豚経営における未利用資源などを活用した飼養技術の確立とブランド力向上

畜産研究所において給与試験および畜産物の嗜好性等の検証を行い、食品製造副産物（乳製品混合液およびパン生地）を活用したリキッドフィード（液状飼料）の豚への飼養技術を確立しました。また、当技術を普及するため、県内の食品事業者 2 社と養豚事業者 1 社との連携を進め、平成 29 年度以降の給与試験の実施につながりました。

7 家畜伝染病の発生予防およびまん延防止体制の強化

家畜伝染病の発生予防、予察およびまん延防止のため、農家巡回指導のほか、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施しました。

高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、大規模農場を中心に農家カルテのブラッシュアップを行うとともに、速やかに防疫対応が図れるよう、研修会や図上訓練を 37 回開催しました。

9 道県12農場において高病原性鳥インフルエンザが発生したことをふまえ、1月に県全域に消毒命令を発令し、全ての民間家畜農場（142農場）に消石灰を無償配付（20kg袋で11,097袋）するとともに、2月末に消毒徹底等の注意喚起を行いました。

口蹄疫の初動防疫を適切に行うため、実働演習を1回開催し、関係者の理解を深めました。また、近隣国での発生が続いているため、1月に農場への注意喚起を実施しました。

BSE特措法に基づき、48ヶ月令以上の死亡牛を全頭検査し、全頭陰性であったことを確認しました。

県産牛肉の安全・安心を確保するため、県産肉用牛の放射性物質検査を実施し、検査した肉牛全てで放射性物質は不検出（測定限界以下）でした。

8 農場HACCP方式の普及・定着

養豚・養鶏農場における農場HACCPの概念を取り入れた生産衛生管理体制を構築するため、専門講習会への派遣や講演会の開催などにより、農場指導員の育成などに取り組みました。農場指導員が指導を行った結果、HACCP手法を用いた取組事例は12農場（養豚で対前年度1農場増）と拡大しました。

肉用牛について、家畜保健衛生所ならびに中央農業改良普及センターが衛生管理の助言・指導を行ってきており、県内で初めて2農場が同時に農場HACCPの認証を取得（6月）しました。

9 動物用医薬品や飼料の適正使用の促進のための監視・指導

動物用医薬品の適正使用と流通状況を確認するため、県内62件の販売店と110戸の畜産農場に対して立入検査を実施し、適正な販売、使用実態を確認しました。

飼料の適正流通を図るため、県内40件の販売店と110戸の畜産農場に対して立入検査を実施し、適正な販売、使用実態を確認しました。

10 基幹食肉処理施設の機能充実および必要な施設整備の検討

県内の基幹食肉処理施設である四日市、松阪の両食肉センターの運営を担う(株)三重県四日市畜産公社ならびに(株)三重県松阪食肉公社の安定的な運営等を図るため、関係市町と連携して支援しました。

(株)三重県松阪食肉公社の今後の施設整備のあり方について、同公社の施設整備検討委員会行政部会に関係市町とともに参加して検討を進めました。

11 国の経営安定対策制度等の積極的な活用の促進

畜産経営の安定化を図るため、関係団体等と連携し、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）や養豚経営安定対策事業（豚マルキン）など、国の経営安定対策の積極的な活用を促進しました。

今後の取組方向

県産畜産物の輸出促進を図るため、アジア経済圏や米国をターゲットに、県内畜産関係者の輸出挑戦意欲を惹き出し、主体的な輸出の実践につなげていくための商談機会の提供や商談成立に向けたサポートなどに取り組みます。

畜産経営の競争力強化を図るため、引き続き、畜産農家を核とし、耕種農家や関連事業者等が連携する高収益型畜産連携体の育成を進めます。

東京オリンピック・パラリンピックを契機に、特色のある高品質な畜産物の供給体制を構築するため、繁殖雌牛の増頭や和牛繁殖技術の向上などを図り、和牛繁殖基盤の強化につなげるとともに、地鶏等の生産性およびブランド力向上、エコフィード等の生産・給与技術の開発・普及、JGAP家畜・畜産物等認証制度の取得推進などに取り組みます。

高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防と万が一の発生時の迅速な対応に向け、市町や県関係部局等と連携し、防疫演習等を通じて防疫体制の強化を図るとともに、農場巡回等の機会を通じて、生産者段階における飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導し、防疫体制の強化を図ります。

動物用医薬品等の適正な使用等に向け、販売業者等に対する監視指導および啓発活動等を計画的に行います。

トピックス1

和牛子牛の生産拡大に取り組んでいます！

～平成28年春の松阪子牛市で市場開設後初の100頭超えを実現～



松阪子牛市場のせりの様子



松阪子牛共進会優等賞の子牛

近年、和牛子牛価格の高騰が和牛経営を圧迫しており、必要な子牛を県内で調達できる体制の整備は重要な課題となっています。

そのため、「三重県和牛繁殖協議会」を通じて、繁殖雌牛の増頭に対する助成（10万円/1頭）や受精卵移植技術に関するマニュアルの配布等に取り組み、和牛子牛の生産拡大を進めています。

取組の成果として、新たに和牛繁殖に取り組む畜産農家が4戸増えるとともに、平成28年の市場取引頭数が対前年30%増の500頭となり、平成28年春の松阪子牛市においては、市場開設後初の100頭超えを達成しました。

今後も、「みえ生まれみえ育ちの県ブランド和牛」の実現に向け、和牛子牛の生産体制強化に取り組んでいきます。

トピックス2

高病原性鳥インフルエンザの対策を強化しています！



消石灰配付の様子

平成28年度中に、国内において野鳥から分離された鳥インフルエンザウイルス数は過去最多となり、家きんでは6年ぶりに9道県12農場で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

県内でも、12月14日に明和町で回収された死亡野鳥（オオタカ）で陽性が確認されるなど、発生リスクが上昇したことから、防鳥ネットの確認、出入りする人・車両等の消毒、および部外者の立入制限などの指導を徹底しました。

また、全国的な野鳥でのウイルス確認情報や、家きん農場での発生を受け、1月20日に100羽以上飼養する家きん農場（146農場）に対し消毒の知事命令を発令しました。あわせて民間家きん飼養農場（142農場）へ221,940kgの消石灰を一斉配付することで、県内消毒水準を最高レベルに揃え、県内での発生を未然に防止することができました。

今後も、発生事例がないよう、防疫体制の強化に取り組んでいきます。

【基本事業 - 4】 農産物の生産・流通における安全・安心の確保

基本事業の取組方向

農産物の安全・安心を確保するため、農薬等生産資材の適正な流通・使用や米穀等の食品表示などの監視・指導、事業者のコンプライアンス（法令遵守）意識の向上に向けた支援、産地へのGAP（農業生産工程管理）やIPM（総合的病害虫管理）など環境に配慮した生産方式の導入促進などにより、「みえの安全・安心農業生産」の定着を図ります。

また、食の安全・安心への消費者、食品産業事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報提供の充実を図ります。

さらに、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を促進し、市場運営の安定化を進めます。

取組目標

みえの安全・安心農業生産方式の産地での普及率	「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP、地力の維持・増進およびIPMの実践等、環境に配慮した生産方式に取り組む産地の割合
------------------------	---

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (行動計画 の目標)	平成 37 年度 (基本計画 の目標)
目標値		64%	67%	71%	75%	90%
実績値	62%	70%				
達成率		100%				

28 年度評価

GAP実践を推進・支援する指導員の育成や適正施肥・土づくり研修会等の実施により「みえの安全・安心」の導入を重点的に推進した結果、主要産地のうち70%において「みえの安全・安心農業」の取組が進められ、目標の64%を上回りました。

引き続き、取組の拡大に向け、産地毎に強みと弱みを整理し、それぞれの課題に対応した指導を展開するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会への食材供給はもとより、食の安全安心に対するニーズの高まりや輸出の拡大等に対応できる生産環境を整備するため、GAPの推進・認証取得の支援を強化していきます。

28年度の取組状況

1 食品関連事業者等に対する監視・指導、コンプライアンス(法令遵守)意識の向上

食の安全性を確保するため、「農畜水産物安全確保監視指導計画」を策定し、農薬や肥料、米穀、家畜、飼料等の販売業者等を対象に、計画的な立入検査等を982件実施しました。平成16年度から立入検査を計画的に実施しており、事業者の法令遵守の意識は高まってきています。

県内において平成25年度に発生した米穀の不適正な流通事案をふまえ、米穀取扱事業者に対する監視指導として立入調査を261件実施するとともに、流通段階と市販段階における米穀の産地および品種の科学的検査を8件実施しました。この調査の結果、特に悪質な違法行為は見られませんでした。

10月を「三重県食の安全・安心確保推進月間」と定め、米穀取扱事業者等を対象に、コンプライアンス研修会を開催(2回、参加者145人)するとともに、米トレーサビリティ法に基づく立入調査時に、コンプライアンスチェックリストを配布し、米穀取扱事業者のコンプライアンス意識の向上を図りました。

2 みえの安全・安心農業生産の普及・拡大

「GAP」「土づくり」「投入資源の効率的活用」を総合的に実践する「みえの安全・安心農業」への理解を醸成するため、消費者・流通業者・農業者を対象にした研修会を開催(1回)しました。みえの安全・安心農業産地導入率は、70%(対前年比8%増)と年度目標(64%)を上回りました。

総合的に病虫害や雑草を管理するIPM(総合的病虫害・雑草管理)の導入を推進するため、天敵を利用した防除技術の現地実証(390a)に取り組み、天敵(カブリダニ類)を利用したイチゴ栽培のマニュアルを作成しました。IPMの実践は、国の「環境保全型農業直接支援対策」の活用により、ナシ8.2ha、水稻17.3haで取り組まれています。

3 農薬・肥料の適正な使用および流通の監視指導とGAPの普及推進

農薬・肥料の適正な使用および流通を進めるため、肥料生産業者・販売業者への立入検査を210件、収去検査を6件実施したほか、農薬販売店への立入検査を150件実施しました。

農薬使用者や農産物直売所責任者等を対象に、農薬の適正使用に関する研修会を487回開催し、農薬使用基準の変更情報を周知するとともに、農薬の適正使用や生産履歴の記帳を普及しました。

農薬による防除を行う方々の資質向上を図るため、農薬販売者や造園業者等を対象として、農薬に関する専門的な研修を実施し、一定水準以上の知識を有する方々を農薬管理指導士として新たに49人認定し、登録者数は1,281人となりました。

病虫害の発生動向に即した適時、的確な防除を促進するため、病虫害の発生予報を7回、注意報を4回、技術情報を8回提供しました。

県内の主要産地に対して、生産者自らが定めた点検項目に基づいて、生産活動の記録・点検を実践する「三重県型GAP」を推進するとともに、農業者等のGAP実践をアドバイス・助言できる指導員（23人）および監査員（7人）を育成しました。

4 食の安全・安心に関する情報提供の充実

消費者や食品関連事業者、学識経験者から食の安全・安心確保のための県の方策に関する意見を聞くための「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を開催（1回）し、「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」、および「三重県食の安全・安心確保行動計画」の策定に際して意見等を反映させました。

県民が「食の安全・安心」に関する正しい知識と理解を深め、適切な判断や選択が行えるよう、ホームページ「食の安全・安心ひろば」の充実（更新309回）やイベントへの出展（19回）等による情報提供を行いました。

「食の安全・安心」に関する正しい情報を分かりやすく伝えるため、県民の皆さんが主催する自主勉強会や集会などに出席し、「三重県が取り組む食の安全・安心」などをテーマに説明を行いました（13回、参加者648人）。

5 卸売市場の指導・監督

卸売市場の活性化や品質管理・衛生管理の高度化に向け、県内各卸売市場関係者を対象に、消費者ニーズや衛生管理をテーマとする研修会を開催（1回、59人参加）しました。また、公正な取引の推進と衛生管理対策の徹底等を目的に、延べ22か所の地方卸売市場等に対して巡回監視・指導を実施しました。

卸売市場における適正な業務の執行と健全な運営維持のため、平成28年度に策定した三重県卸売市場整備計画（第10次）に基づき、主に地方卸売市場（15市場）を対象に、市場における取引方法や物品の品質管理の改善に向けた指導・助言を行いました。

平成28年度に策定した三重県卸売市場整備計画（第10次）に基づき、平成29年度中に、県地方卸売市場の経営戦略を明確化した経営展望を策定することをめざして、三重県地方卸売市場経営展望策定会議を立ち上げました。

今後の取組方向

「三重県食の安全・安心確保推進会議」を開催し、関係部局が連携して食の安全・安心確保のための施策を総合的に推進します。また、食の安全・安心に関する施策を調査審議する「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を適宜開催し、委員の意見等を施策に反映させていきます。

みえの安全・安心農業生産の普及・拡大を図るため、イチゴ産地に対する天敵利用の技術普及などに取り組み、IPM（総合的病害虫管理）の実践や土壌診断による適正な土壌管理等を推進します。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会はもとより、消費者ニーズの多様化や輸出の拡大を見据えて、GAPの認証取得を拡大するため、GAP認証取得を推進・支援する指導者の育成や指導體制の構築等に取り組みます。

消費者の皆さんが食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深められるよう、出前トークやホームページの充実、SNSの活用を図るとともに、関係団体等と連携した情報提供を進めます。

卸売市場での生鮮食料品の流通は適正に行われていますが、卸売市場を取り巻く経営環境は厳しさを増していることから、県卸売市場整備計画に基づき、北勢、県市場、伊勢志摩総合の県内3拠点市場において、市場の経営戦略である経営展望の策定を進めるとともに、県内の卸売市場で経営戦略を明確化し、品質管理の高度化や市場の活性化を推進します。

トピックス1

国際水準GAPの認証取得を支援する指導員を育成しています！

GAPの認証取得を求める流通販売事業者の増加や生産者の海外輸出気運の上昇に応え、県では茶を中心に、GAP認証取得に向けた支援を行ってきており、県内のGAP認証取得数(H28年度末)は23件(うち茶16件)となっています。

平成28年9月には、県・市町・JAなど関係者を対象にGAP推進研修会を開催(参加者70人)し、東京オリ・パラの食材調達基準の考え方や国のGAP推進施策、GAP実践の必要性等を共有しました。

また、生産現場においてGAP認証のきめ細かいアドバイスを行うため、普及指導員・営農指導員等を対象としたGAP指導員研修を実施し、26人の指導員を育成しました。

今後も、県産農産物の東京オリ・パラでの食材採用やその後の国内外の取引が有利に進められるよう、国際水準GAP認証の取得拡大に向けて、指導員の育成や支援体制の整備・強化を図っていきます。



GAP推進研修会



GAP指導員研修

トピックス2

有機農業に取り組む水田で環境保全効果の測定を行いました！



生き物調査の様子

国の「環境保全型農業直接支払交付金事業」を活用し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動(環境保全型農業)の普及・拡大を進めています。

現在、水稻・大豆・ナシ・茶・野菜等の作目(面積約200ha、10市町)において、土壌浸食の防止や有機物の供給などを目的としたカバークロープ(緑肥)の作付けや、化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業、農薬だけに頼らずさまざまな防除手段を講じる総合的病害虫・雑草管理(IPM)等に取り組まれています。

取組の効果を判断するため、有機農業に取り組む水田において、害虫の天敵となる昆虫類の種類や個体数等の調査(生き物調査)を行ったところ、有益な生物の生息が多数確認され、環境保全効果のあることが分かりました。

環境保全型農業のさらなる拡大に向け、これらのデータも活用しながら、県民への周知および理解増進に取り組んでいきます。



有益な生物
キクヅキコモリグモ

基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

めざす方向

力強い農業経営の実現に向け、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、経営の法人化・多角化や雇用力強化など、創造的農業経営をめざす農業経営体の育成に取り組みます。

また、農業の次世代への円滑な継承を図るため、パッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築などにより、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を進めるとともに、企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。

さらに、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動促進、新たな商品創出につながる研究開発に取り組むとともに、優良農地の確保や農業の生産基盤の整備・保全、災害からの円滑な農業復旧・復興を進めるためのBCPの作成支援を進めることにより、農業の持続的な発展に取り組みます。

基本目標指標

農畜産経営体における法人経営体数（累計）	各市町における法人化された農畜産経営体数・集落営農組織数と農業参入した企業数の合計（累計）
----------------------	---

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (行動計画 の目標)	平成 37 年度 (基本計画 の目標)
目標値		455 経営体	475 経営体	485 経営体	495 経営体	595 経営体
実績値	435 経営体	462 経営体				

28 年度評価

農業者団体や経営の専門家、金融機関、行政等を構成員とする「三重県農業法人化支援協議会」を設置し、専門家の派遣や研修会の開催等により農業経営の法人化を進め、基本目標指標の「農業経営体における法人経営体数」を達成しました。

また、5本の取組目標については、「地域活性化プラン」の取組や、経営発展に向けたチャレンジに取り組む経営体の支援、農業生産基盤の整備、農畜産技術の研究開発などに取り組み、ほぼ達成しました。

引き続き、担い手への農地集積・集約の加速化や雇用力のある法人経営体の育成等に取り組むとともに、次世代農業の主軸となる若き農業ビジネス人材の育成に向け、県内高等教育機関との連携により県農業大学校に「みえ農業版MBA養成塾（仮称）」を設置します。

- 【基本事業 1】 地域の特性を生かした農業の活性化
- 【基本事業 2】 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築
- 【基本事業 3】 多様な農業経営体の確保・育成
- 【基本事業 4】 農業生産基盤の整備・保全
- 【基本事業 5】 農畜産技術の研究開発と移転

【基本事業 - 1】 地域の特性を生かした農業の活性化

基本事業の取組方向

農業・農村の活性化を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進し、地域内での自主的な活動を進めるとともに、新たな人材の参画・育成や、地域間、多様な業種との連携など、活動規模の拡大等による地域活動の発展を支援します。

取組目標

地域活性化プラン策定数 (累計)	地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランの数(累計)
---------------------	--

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (行動計画 の目標)	平成 37 年度 (基本計画 の目標)
目標値		314 プラン	364 プラン	414 プラン	464 プラン	639 プラン
実績値	264 プラン	314 プラン				
達成率		100%				

28 年度評価

「地域活性化プラン」の策定を進め、前年度までの264プランに加え、新たに50プランが策定され目標を達成しました。また、プランの実践取組を支援し、314プランにおいて地域営農の維持・発展に向けた取組やビジネス展開に向けた取組が始まっています。引き続き、プランの策定・実践の拡大を図るとともに、将来的な雇用創出に向けた取組などを支援してします。

28 年度の取組状況

1 地域活性化プランの取組

地域資源を活用した、新たな価値の創出につながる取組を実践する集落や産地等の育成を図るため、市町やJA等と連携した「地域活性化プラン支援チーム」を編成し、前年度までに「地域活性化プラン」を策定した264地域を対象に、プランの実現に向けた実践活動を支援しました。また、新たに50地域において、座談会の開催等により、地域の実情に応じた地域活性化プランの策定を支援しました。

これまでに策定された314プランのうち21プランを選定し、専門家等を派遣するとともに、販路開拓や商品開発など、取組のスタートアップを促す試作・試行等へのハンズオン支援を実施しました。エゴマ油等の首都圏での販売や、機能性成分を補強した柑橘飲料等の開発、地域の農林水産物を使った惣菜加工施設の開設など、新たなビジネス展開に向けた取組がスタートしました。

2 地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組の支援

農業および農村の活性化に向けた取組への支援を計画的に進めるため、「普及活動基本計画（平成27年度～30年度）」に位置付けた46本の目標項目の達成に向け、普及活動を実施しました。

普及指導員のコーディネート機能を生かし、生産者や関係機関と連携して、地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組を支援しました。

3 普及指導員のスペシャリスト機能を生かした生産・経営管理技術の普及

意欲ある多様な農業者の経営発展を促進するため、普及指導員のスペシャリスト機能を生かして、高度な生産・経営管理技術の普及などに取り組みました。

4 農業団体の指導・監督

農業団体の健全な経営と適正な業務運営を確保するため、法令等の遵守状況（合法性）、事業目的への合致状況（合目的性）および業務・会計の経済性の観点からの妥当性（合理性）の視点により、県内12団体を対象に検査を行い、改善を要する事項の指摘を行いました。

固定比率（固定資産に占める自己資本の割合）違反状態にある農業団体（1件）や法令等の遵守体制に問題が生じた農業団体を対象に、改善計画達成に向けた取組や法令等遵守態勢の整備に向けた取組を指導しました。また、信用事業を実施する農業団体（12件）に対しては、定期的に経営に関する報告を求めるとともに、農協経営者との意見交換等を通じて経営の健全性確保および農協の自己改革に向けた自主的な取組について指導・助言しました。

農協自己改革については、農協の自主性を尊重しつつ、農協経営者との意見交換等を通じて自主的な取組状況を把握するとともに、関係機関等と連携して、農協の6次産業化等の新たな事業取組に対して、ベンチマーク調査や現地視察、研修会開催等のサポートを実施しました。

平成 28 年 4 月に「農業委員会等に関する法律」が施行され、農地利用最適化業務が必須業務となったことから、市町や関係団体と連携して、研修会の開催等により新体制への移行を支援するとともに、農業委員の改選に伴い新体制に移行した 7 市町に対し、農地利用最適化推進委員の設置等のサポートを行いました。

今後の取組方向

地域農業の活性化を図るため、地域機関に設置した「地域活性化プラン支援チーム」の支援力を強化し、引き続き「地域活性化プラン」策定の支援に取り組むとともに、策定されたプランの実践活動支援に取り組めます。

トピックス

「地域活性化プラン」の取組を通じ、地域の創意工夫のもと

地域における価値を高めていく活動が広がっています。

「地域活性化プラン」は、平成 28 年度までの 6 年間で 314 プランが策定されています。プラン策定後は、専門家派遣や普及指導員によるアドバイスなどにより、商品の改良や販路開拓等に向けた初期的な支援を展開しています。

事例 1：獣害につよい「エゴマ」の生産拡大と搾油加工



奥伊勢エゴマ倶楽部（大台町）は、平成27年から、獣害につよく、機能性に注目が高まっている「エゴマ」の新規栽培と搾油加工に取り組んでおり、生産面積は1.2haまで拡大しています。東京の「三重テラス」で「エゴマ油」の展示販売を行ったところ高評価を得ることができ、生産拡大に向けて弾みがつきました。

事例 2：農・林・漁業の枠を超えた若手生産者グループによる地域活性化の取組



若手の一次産業事業者で構成される「紀北町・海・山こだわり市実行委員会」は、さまざまなこだわりを持った生産者の見本市である「海・山こだわり市」の定期開催に取り組んでいます。

平成 28 年度には、収益力向上をめざして、惣菜等を製造できる加工施設の整備に取り組めました。今後は、新たなニーズへの対応を図るため、移動販売等も検討していきます。

【基本事業 - 2】 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築

基本事業の取組方向

意欲ある担い手や集落営農組織等への農地集積・集約化により農業経営規模の拡大を図るため、地域の話し合いを着実に進め、集落ごとの人・農地プランの作成を促すとともに、農地中間管理事業等の活用などにより農地の権利移動を推進します。

また、持続的な営農体制の構築に向け、多面的機能の維持活動との連携を図りつつ、集落リーダー養成等の取組を進め、地域のさまざまな方々の活躍による集落営農組織の育成と法人化への支援を行います。

特に、中山間地域等の条件不利水田については、各種支援策を活用し、持続的な営農体制構築に向けた支援を行います。

取組目標

人・農地プラン等を策定した集落の割合	対象となる本県農業集落（2,000 集落）のうち、農地の流動化に向けた集落の合意形成が図られ、農地中間管理事業などの活用により、集積に向けた方針が定まった集落の割合
--------------------	--

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (行動計画 の目標)	平成 37 年度 (基本計画 の目標)
目標値		15%	20%	25%	30%	60%
実績値	13.0%	14.8%				
達成率		99%				

28 年度評価

集落単位での「人・農地プラン」の作成推進や集落営農組織の育成、集落営農組織の広域化等に取り組み、目標の「人・農地プラン等を策定した集落の割合」はほぼ達成しました。

一方、農地中間管理事業による担い手への貸付実績は、制度が見直された影響もあり、減少していることから、引き続き、地域機関に設置した「農地中間管理事業推進チーム」が市町やJA等関係機関と連携を図り、集落等を単位とした地域での話し合いを促進していきます。

28年度の取組状況

1 担い手への農地集積を図る地域の合意形成に向けた支援

地域機関に設置した「農地中間管理事業推進チーム」が市町やJA等関係機関と連携を図り、集落ごとの状況把握、事業を重点的に実施する区域の設定、意欲ある集落等での話し合いの促進に取り組みました。機構集積協力金の交付単価が引き下げられたことや交付対象面積の基準が厳しくなったことにより、農地中間管理機構から担い手へ貸し付けられた面積は、326ha（対前年642ha減）と大幅に減少しました。

市町やJAと連携し、農地中間管理事業の説明会において、地域の農業者を対象に機構集積協力金に関する制度の周知に取り組みました。県内の意欲ある農業経営体への農地集積率は33.6%（対前年0.1ポイント増）とわずかに増加しましたが、担い手の確保や農業者の高齢化などの課題を抱える中山間地域における農地集積は鈍化しています。

農地中間管理事業のさらなる推進に向け、農業者組織等7団体と農地中間管理機構の協定締結（平成29年3月）を促し、機構のネットワーク力を強化しました。

2 集落の未来の設計図として「人・農地プラン」の作成および見直しを支援

意欲ある農業者への農地集積を円滑に進めるため、集落等を単位とした地域での話し合い等を促すことで、担い手への農地集積ルールなどを定める「人・農地プラン」の作成を推進しました。「人・農地プラン」は、29市町において295プラン（対前年37プラン増）が作成されました。

3 集落等の地域を単位とした持続的な営農の仕組みづくり

集落座談会の開催により、集落等の地域を単位とした話し合いを促すとともに、「三重のふるさとシンポジウム」を開催し、集落営農の先進事例を普及しました。これらの取組により、集落営農組織数は累計307件（対前年度20件増）とわずかに増加しました。

担い手不足地域における担い手確保等を図るため、隣接する集落間の連携の場づくりなどにより、土地利用調整活動や集落営農組織の広域化の啓発を行いました。中山間地域などの条件不利地域は作業効率が悪いことから、面的整備の進んだ一部の地域を除き、広域化が進んでいません。

集落営農組織が持続的に発展していけるよう、経営改善や商品開発に関する6次産業化研修会への参加を促すとともに、6次産業化プランナーの派遣により、農商工連携や6次産業化などによる経営の多角化や高度化を促進しました。その結果、新たに4組織において、新たな商品の開発や既存商品のブラッシュアップ、生産体制の強化などの取組がスタートしました。

集落営農組織に対し、税理士や社会保険労務士等の経営支援スペシャリストを派遣し、集落営農組織の法人化に向けた取組を支援しました。集落営農組織の法人化数は71件（対前年8件増）となりました。

4 中山間地域等の条件不利農地における持続的な営農体制の構築

水田営農システムが確立されていない地域において、話し合いの場の設定などにより集落の合意形成を進め、中山間地域における集落営農組織数は157組織(対前年度7組織増)となりました。

集落営農組織が育成されている地域では、法人化や経営の多角化等による経営のグレードアップを働きかけ、中山間地域における集落営農組織の法人化数は37組織(対前年度7組織増)となりました。

中山間地域における多様な担い手の確保に向け、露地野菜を生産する木材チップ製造会社および施設イチゴを生産する社会福祉法人をモデルとして採択し、経営規模拡大に必要な機械・施設の整備に要する経費の一部を支援しました。

今後の取組方向

強い農業経営を実現するため、市町、JA等関係機関と連携して、集落単位での「人・農地プラン」の作成を進めるとともに、協定に基づく農地中間管理機構のネットワーク力を生かして、担い手農家と出し手農家の話し合いを促進し、担い手への農地集積・集約化を加速します。

中山間地域等条件不利地域における持続的な営農の仕組みづくりに向け、国の中山間地農業ルネッサンス事業等の活用により、市町や関係団体等と連携し、集落営農組織の設立を促進するとともに、地域特性を生かした多様な作物の導入など、収益力向上を図る取組を総合的に進めます。

トピックス1

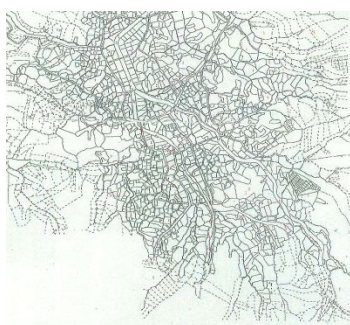
農地中間管理事業を活用し、中山間地において農地集積を実現！

～ 集落営農組織「農事組合法人 諏訪」の事例～

狭小田が点在する典型的な中山間地にある伊賀市諏訪地区では、地区の農業の将来を考えると、集落の話し合いを通じ「人・農地プラン」の作成を進めてきました。その話し合いを契機として、「集落のことは集落で守る」という確固たる^{こころざし}志のもと、平成 27 年 12 月に 1 集落 1 法人として「農事組合法人 諏訪」が立ち上げられました。

平成 28 年度には、農地中間管理事業の活用により、当法人への農地集積が進められ、集積面積は 23.7ha、集積率は 30.9%となりました。

今後、地区一体となった取組により経営の安定化が図られるよう、高齢化等による離農者の農地を当法人が引き受ける申し合わせや、農作業受託の作業料金体系の作成などを促進していきます。



集積前



集積後

トピックス2

後継者を受け入れるため集落営農組織の法人化を実現！

～ 次世代継承をめざし法人化した「株式会社 南張農産」の事例～

平成 6 年に設立された志摩市南張営農組合では、南張地区の水田 30ha において、特別栽培米のコシヒカリ^{たまひかり}「珠光」を栽培しており、ふるさと納税の返礼品にも採用されるなど、売れ行きも好調です。

組合員の高齢化等が進み、次世代への経営継承が大きな課題となっていました。後継者候補として 40 代の方を雇用できる目途がたったことから、雇用環境を整備するため、法人化に向けた検討を進めてきました。

南張営農組合や志摩市、JA、県で構成する検討会において、後継者問題や法人の運営方法等について協議を重ね、平成 28 年度に「株式会社南張農産」が設立されました。

今後は、農地中間管理機構の活用により「株式会社南張農産」への農地集積・集約化を進め、経営安定化を図ります。



法人化に向けた検討会



【基本事業 - 3】 多様な農業経営体の確保・育成

基本事業の取組方向

雇用力のある農業経営体を確保・育成するため、T P Pへの円滑な対応を図りつつ、法人化や6次産業化等による経営の多角化など、経営発展に向けたチャレンジに取り組む経営体を支援するとともに、企業や農協出資型法人等の農業参入の促進等に取り組みます。

また、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を図るため、就農準備から定着に至る切れ目のない新規就農支援や産学官が連携してパッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築に取り組みます。

さらに、農業の内外から幅広い人材を呼び込むため、U・Iターン就農者受入れ環境の整備や大学生等を対象とした就労体験の実施などに取り組みます。

農業分野における障がい者雇用の促進に向け、農福連携に取り組む事業者等で構成される協議会等と連携して、障がい者の農業就労をサポートする人材の育成や農業経営体と福祉事業所とのマッチングなどを進めます。

農村女性の活躍の場を創出し、農業・農村において男女がともに活躍できる環境づくりを進めるため、さまざまな方針決定の場への女性の登用を促進するとともに、女性の就農や起業等に向けた取組や、仕事と育児等の両立などワーク・ライフ・バランスの取組等を促進します。

取組目標

新規就農者数	県内で農業へ就業した45才未満の人の数
--------	---------------------

目標の進捗状況

	平成27年度 (計画策定時)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (行動計画 の目標)	平成37年度 (基本計画 の目標)
目標値		135人	140人	145人	150人	180人
実績値	135人	138人				
達成率		100%				

28年度評価

大規模経営体における雇用力型訓練の実施や、大都市圏における就農情報の発信、青年就農給付金の給付等により、新規就農者の目標を100%達成することができました。また、雇用力のある法人経営体の育成に向け、専門家派遣等による法人化を進めるとともに、農業ビジネス人材を育成する養成塾の設置に向けた検討を着実に進めました。

引き続き、多様な農業経営体の確保・育成に向け、切れ目のない新規就農支援や企業・福祉事業所等の農業参入促進、女性の就農促進等に取り組むとともに、法人化や6次産業化等による経営の多角化など、経営発展にチャレンジする人材の育成に取り組めます。

28年度の取組状況

1 農業経営の核となる人材の育成

雇用力のある法人経営体の育成に向け、農業者団体や経営の専門家、金融機関、行政等を構成員とする「三重県農業法人化支援協議会」を設置して、専門家の派遣や研修会の開催等に取り組み、法人化実績は累計462経営体（平成28年度新規27経営体）と着実に増加しています。今後、税務上の課題への対応や就労条件の整備等を促進することで、法人化をさらに進めていく必要があります。

6次産業化の人材育成講座を、農業大学校および県内3か所のサテライト会場で実施（延べ302人参加）するとともに、加工・販売等の実践研修として、6次産業化事業体等においてインターンシップを実施（参加者25人）しました。

農業経営の核となる人材を確保・育成するため、大規模経営体や6次産業化に取り組む農業法人等（8件）において、研修生（8人）を対象に雇用型訓練を実施するとともに、これからの農業ビジネスに必要とされる人材育成や、マーケティングの基礎と自社の強み分析などに関する専門研修を一体的に実施しました。平29年2月末に研修期間を終えた4件について、4人全員が農業法人等で継続雇用されました。

2 農業災害補償制度の円滑な運営の促進

近年、低気圧通過による集中豪雨や豪雪など異常気象が頻発していることから、農業経営のセーフティネットとして農業災害補償制度の活用を促すため、農業共済団体等と連携し農業者への周知に努めました。

平成29年1月の降雪により被災した園芸施設等の復旧に向け迅速な対応を図りました。

農業災害補償制度の合理的で効率的な運営をめざし、農業共済団体等とともに農業共済組合設立準備委員会等において1県1組合化を図るための協議・検討を実施し、平成29年4月1日に三重県農業共済組合が設立されました。

平成31年産から、農業経営者の収入全体を対象とした収入保険制度がスタートすることから、農業共済団体等と連携して、「収入保険制度へ加入する際に青色申告が必要」となることなどの情報を農業者に周知しました。

3 企業や農協出資型法人等の農業分野への参入促進

企業の農業分野への参入を促進するため、県庁に窓口を配置し、市町や三重県農林水産支援センターなどの関係機関と連携して、企業からの相談にきめ細かく対応するとともに、農地の確保や技術の習得などに向け、情報提供や助言を行いました。

企業の農業参入を通じ、中山間地域における雇用創出、遊休農地の解消、および障がい者雇用の促進につながるモデル的な事業企画を2件採択し、農業参入・経営規模拡大に必要な機械・施設の整備に要する経費の一部を支援しました。これらの取組により、企業による農業参入実績は32件（対前年2件増）となりました。

平成 26 年度に実施した意向調査の結果を基に、農業参入に興味のある 22 社を訪問して、活用できる支援制度等の説明を行いました。また、企業のための農業参入支援セミナーを 1 回開催し 12 社が参加しました。

4 農業分野における障がい者雇用の促進

農福連携の定着とさらなる発展をめざし、農福連携全国サミット in みえを開催（30 都道府県、395 人参加）しました。サミットでは、農福連携の未来を考える「フォーラム」や、障がい者の皆さんが生産した農産物等を販売する「農福連携マルシェ」などを行い、全国的なネットワーク構築に向けた機運を醸成しました。

施設外就労（農作業請負）に関する意向調査の結果、約 3 割の福祉事業所が、「今後、取り組みたい」との回答でした。この結果に基づき、労力の確保が必要な農業経営体とのマッチングを行い、1 件の農業経営体において施設外就労の実証（延べ 5 人参加）を実施しました。この実証から、施設外就労は、仕事に対する意欲、集中力など職業意識を高め、障がい者のステップアップの場として有効であることが明らかになりました。

障がい者の農業への参画に向けた関係者の理解を促進するため、セミナーの開催や農業者組織への働きかけなどに取り組み、農業参入した福祉事業者は 40 件（対前年 3 件増）、障がい者を雇用した農業経営体は 14 件（対前年 1 件増）となりました。

農業経営体の障がい者雇用を拡大するため、障がい者の農業分野への職場定着を支援する人材（農業ジョブトレーナー）を育成し、障がい者の就労体験を受け入れる農業経営体へ派遣しました（就労体験を 4 件実施）。

5 就農準備から定着に至る切れ目のない支援

三重県農林水産支援センターに就農総合相談窓口を開設し、三重県農林漁業就業・就職フェア等における農業の就職情報等の提供や「ええとこやんか三重 移住相談センター」と連携した就農情報等の発信に取り組むなど、就農希望者の相談にきめ細かく対応（172 件）しました。

また、三重県農林漁業就業・就職フェアにおいて、農業就業の希望者に就職情報等を提供しました。これらの取組により、平成 28 年度の新規就農者数（45 歳未満）は 138 人となり、目標の 135 人を上回る高い水準を維持しています。

就農希望者が円滑に就農できるよう、青年等就農計画の策定を支援するとともに、就農時の施設・機械の新規購入等に活用できる無利子の融資制度「青年等就農資金」等の借受けを支援しました。平成 28 年度の就農計画の認定実績は 30 件、青年等就農資金等の借受実績は 14 件となりました。

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2 年以内）および経営が不安定な就農直後（5 年以内）の所得を確保する青年就農給付金を 162 人（準備型 24 人、経営開始型 138 人）に給付しました。

これまでに青年就農給付金（準備型）の給付を受けた79人が新たに農業経営を開始したほか、本年度内に研修を終了した13人のうち9人が新たに就農し、残る4人も平成29年度に順次就農する見込みです。

新規就農者の育成に意欲的な農業者をサポートリーダーとして登録する「みえの就農サポートリーダー制度」により、市町と連携して、地域における新規就農者の受入体制の構築を進めています。

みえの就農サポートリーダーの登録農業者数は154人（5人増）となり、このうち累計で13市町において43人（10人増）のサポートリーダーが、新規就農希望者等60人（14人増）に対して、就農サポート活動を実施しました。

就農計画等の経営目標達成に向け、就農5年目までの重点支援新規就農者に対して、日常的な技術指導や定期的な面談等を行い、対象者の54%（63経営体/115経営体）が経営目標を達成しました。今後、新規就農者の課題を関係者で共有しながら、よりきめ細かな支援を行っていきます。

6 次世代農業の主軸となる若き農業ビジネス人材の育成

産学官連携による「三重の農業若き匠プロジェクト実行会議」（4回開催）において検討を進め、三重大学地域イノベーション学研究科（修士課程）との連携により、三重県農業大学校に新たに教育コース「みえ農業版MBA養成塾（仮称）」を設置することとしました。平成30年度からの開講に向け、各種講座や雇用型インターンシップの概要を決定しました。

6農業法人において、専門家による経営者、新規就業者、および研修生へのヒアリングにより、雇用型インターンシッププログラムの開発を進め、法人が求める人材像や育成スケジュール、育成目標を具現化したプログラムを8件策定しました。

新規就農後の定着を支援するため、農業大学校において、有機栽培や水稲栽培の基本技術等をテーマとした新規就農者フォローアップ短期研修を実施しました。（4講座、参加者88人）

7 農業就労を実地で体験できる機会の提供

学生の皆さんに、農業の潜在的な可能性や職務内容を知る機会を提供するため、農業経営体（12経営体）において、短期間の農業就労体験（農業インターンシップ）を実施しました。県内の学生15人が参加し、参加した学生からは、「農業に対する理解が深まった」、「将来の職業選択肢の一つとしたい」などの声が聞かれました。

8 女性の就農促進

女性の就労促進のため、農業者団体やNPO法人等との連携により、仕事と家庭を両立できる就業環境の整備に向けた検討や育児期の就労開始プログラムの開発・実証などに取り組みました。育児等により離職している女性等を対象とした農業就労体験には79人の参加があり、うち10人が雇用に至りました。

女性農業者や女性起業家の能力開発に向け、農村女性アドバイザー研修会（10回）や6次産業化研修会（35回）等の開催に取り組みました。農村女性アドバイザーは135人（新規で2人認定）となりました。

また、畜産に携わる女性を対象に、経営マネジメント、マーケティング等のスキルアップに資する研修会を開催（4回）するとともに、県外研修へ派遣（23人）しました。

畜産女性の連携促進とネットワーク強化をめざし、畜産女性活躍促進フォーラムを開催しました。また、就業の場として畜産の魅力を若い世代にアピールするため、多方面で活躍する畜産女性を紹介するPRビデオを制作し、動画サイトに掲載しました。

農業分野における方針決定の場への女性登用促進に向け、市町農業委員への女性任用を推進しました。農業委員会法の改正により、農業委員全体の定員が減少しつつある中、女性任用実績は62人となりました。

今後の取組方向

雇用力のある法人経営体を育成するため、新たに設置した「三重県農業法人化支援協議会」を中心として、経営の高度化を図る研修会を開催するとともに、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等経営支援スペシャリストの派遣等に取り組み、経営上の課題解決を図ります。

農業分野における障がい者の活躍を促進するため、農福連携全国サミットのレガシーを生かしながら、全国的なネットワークの構築を図ります。

農業経営体による障がい者雇用の円滑化に向け、障がい者の就農を支援する農業ジョブトレーナーを育成するとともに、農業ジョブトレーナーが広く活躍できるよう、ジョブトレーナー登録制度の創設に取り組みます。

障がい者の就労の場のさらなる拡大につながるよう、障がい者の施設外就労を産地全体に広げていく新たな農業モデルの構築や、農福連携によって生産される農産物・農産加工品の品質向上に向けた取組を促進します。

県内高等教育機関との連携による、若き農業ビジネス人材を育成する新農業コース「みえ農業版MBA養成塾（仮称）」を平成30年度に設置するため、農業法人等における「雇用型インターンシップ」や、食品産業事業と連携した「フードマネジメント講座」等の産学官連携による魅力ある受入体制の整備を進めます。

女性の農業就労を促進するため、育児期の就労開始プログラムの普及を図ることにより、就労環境整備を進めます。

トピックス1

女性の就農促進に取り組んでいます！



育児期の女性が野菜農家で出荷作業を体験



三重の畜産女子 You Tube 配信

育児期の女性等が農業に出会い、希望する形で農業に就労できる環境づくりに向け、地域外や農外の女性を対象に農業法人等で短期間の農業就労を体験できるプロジェクトを実施しました。2年間で延べ138人の参加があり、体験をきっかけとして16人の農業法人への就職が実現しました。

また、女性の畜産業への就業促進を図るため、県内畜産業で輝く女性を紹介する動画「三重の畜産女子」を作成しYouTubeにて配信しました。この動画では、県内で活躍する畜産女性農家5人(酪農、肉牛、養豚、養鶏)や女性獣医師2人へのインタビューを通して、畜産業の最前線でいきいきと働く姿を紹介しています。

今後、女性の農業就労を促進するため、女性を雇用する農業法人の施設整備や労務管理改善等を働きかけていくとともに、農業で働く多様な魅力を発信していきます。

トピックス2

「農福連携全国サミット in みえ」を開催しました！



本県では、積極的に農福連携に取り組んできており、民間レベルでの協議会が全国に先駆けて設立されるなど、取組が着実に広がっています。

広域的に連携して取組を加速することにより、障がい者の就労機会をより一層拡大していくため、「農福連携全国サミット in みえ」を、11月30日～12月1日の2日間、三重県総合文化センター(津市)を主会場に開催しました。

本サミットでは、農福連携の未来をともに考える「フォーラム」や、障がい者の皆さんが生産した農産物等を販売する「農福連携マルシェ」などを開催するとともに、「皆がお互いを尊重できる社会づくり」に取り組む、農福連携全国サミット in みえ宣言を採択しました。

今後は、本サミットの開催を契機に、都道府県で構成するネットワーク組織を構築し、情報交換や有効施策の調査研究、国への提言などを通じて、農福連携のさらなる拡大につなげていきます。

【基本事業 - 4】 農業生産基盤の整備・保全

基本事業の取組方向

農業生産力の強化に向けて、農業生産の低コスト化や高度化に対応できる農業用水路のパイプライン化、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備、農業用施設の適切な維持・更新等を「三重県農業農村整備計画」に基づき進めるとともに、災害からの早期復旧・復興に備えるため、土地改良区や農業団体などのBCP作成を支援します。

また、耕作放棄地の発生抑制や再生、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用を通じ優良な農地の確保を図るとともに、改正された農地法に基づく、農地転用許可権限の市町への移譲を進めます。

取組目標

基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の地区の農地面積のうち、担い手への集積が図られた農地面積の割合
-----------------------	--

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (行動計画 の目標)	平成 37 年度 (基本計画 の目標)
目標値		38.1%	41.1%	44.1%	47.1%	70.0%
実績値	35.1%	39.0%				
達成率		100%				

28 年度評価

営農労力および維持管理労力の軽減に向け、農業用水路のパイプライン化やほ場の大区画化等を計画的に進めるとともに、地元説明会等により農地集積に向けた合意形成を進めた結果、担い手への農地集積面積は 1,751ha となり目標を達成しました。

今後も農業農村整備を着実に進めていくため、「三重県農業農村整備計画」に沿って、総合的かつ計画的に農業基盤の整備等を進めるとともに、優良な農地の確保に向けて、農地転用許可制度の適切な運用や耕作放棄地の発生抑制を図ります。

28年度の取組状況

1 「三重県農業農村整備計画」に基づく総合的かつ計画的な基盤整備の推進

平成28年3月に策定した「三重県農業農村整備計画」に基づき、計画的に農業農村整備を進めた結果、4つの主要取組ごとに定めた基本目標を全て達成しました。

2 営農の高度化、効率化を図る農業用水路のパイプライン化等の推進

効率的な営農の実現に向け、かんがい排水施設の整備（18地区）や既存の老朽化施設の補強・補修（11地区）に取り組み、水資源の有効利用、生産性の向上や維持管理費の節減を図りました。

また、上記29地区のうち18地区については、農業用水路のパイプラインの整備に取り組み、水管理の省力化、水資源の有効利用を図りました。

効率的で持続可能な営農活動が展開されるよう、ほ場の大区画化（3地区）に取り組み、農業生産性の向上を図りました。

3 農業基盤の整備を契機とした担い手への農地集積の推進

ほ場の大区画化や農業用水路のパイプライン化にあたり、地元説明会やアンケート調査の実施を通じて、農地集積に向けた地域の合意形成を進めました。基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率は、39.0%（対前年度4.9%増）となりました。

4 農業用施設における大規模災害に備えたBCP策定の推進

「三重県農業版BCP」を普及するため、演習型図上訓練の実施（県内2地区）などにより関係者の防災意識の向上を図り、新たに排水機場（4市町）および土地改良区（4改良区）においてBCPが策定されました。

5 農業振興地域制度等の適正な運用による、優良農地の確保

優良農地の確保を図るため、市町農業振興地域整備計画の計画変更に係る協議の際に、市町に対して農業振興の観点から必要な助言を行いました。計画変更協議の実績は20市町で延べ30回でした。また、農地法の規定に基づき、農地転用に係る許可事務を適正に行い、農地転用許可件数は283件となりました。

農地法が平成28年4月1日に改正され、農地転用許可権限を大臣の指定する市町村長に移譲する指定市町村制度が創設されました。この指定市町村制度は知事が座長となった地方6団体によるプロジェクトチーム（農地PT）が国に対して要請活動を行い導入された制度です。県内市町への情報提供等により指定申請を働きかけ、17市町（平成29年4月1日現在）が指定市町村の指定を受けました。また、地域における諸条件を考慮し、農地の総合的かつ効率的な利用を図られるよう、2ヘクタール以下の農地転用に係る許可権限を2市（指定市町村を除く）に移譲しています。

6 荒廃農地の発生抑制や耕作放棄地の再生を図る取組の推進

三重県農業再生協議会の地域ブロック会議において、国の交付金の活用による耕作放棄地の再生に向けた対策の周知に取り組みました。国の交付金を活用し、10.99haの耕作放棄地が再生され、大麦若葉（鈴鹿市）や青ネギ（南伊勢町）などの栽培や、葦原^{あし}となっていた遊休水田（伊勢市）の再生による水稻作付面積の拡大など、荒廃農地を再生する取組が進められています。

今後の取組方向

引き続き、営農の高度化、効率化を図るための農業用水路のパイプライン化やほ場の大区画化などの農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、土地改良制度の見直しにより創設される農地中間管理機構と連携した基盤整備事業の活用に取り組むなど、さらなる農地の集積を進めていきます。

引き続き、「三重県農業版BCP」の普及啓発を実施し、農業関係施設におけるBCPの策定を支援します。

トピックス1

営農の効率化を図るため、ほ場の大区画化を進めています！

～多気町出江地区の事例～



不整形で小区画のほ場(整備前)



大区画化されたほ場(整備後)

営農の効率化を図り、担い手への農地の集積・集約化を円滑に進めるため、農業の生産基盤であるほ場の大区画化を推進しています。

多気町の出江地区では、小型機械でしか耕作できない不整形で小区画の農地が分散していたことから、平成24年度から、国の補助事業を活用し、受益面積約38haの水田においてほ場の大区画化を進めており、一部の地域において平成28年度末に整備が完了しました。

この整備により、大型機械の導入や運搬車両の横付けが可能となり、農作業の効率化が図られました。

今後も、収益性の高い農業の実現に向け、農業生産基盤の整備を着実に進めていきます。

トピックス2

土地改良区と連携して、農業用パイプラインの維持管理に努めています！



管路の点検



排泥施設にたまった泥の排出

農業用パイプラインは、地中に埋設したパイプで農業用水を送配水する水利施設であり、水管理作業や維持管理の省力化とともに、農業用水の節水に重要な役割を果たしています。

本県では、既存の老朽化施設の補強・補修等に併せて計画的に用水路のパイプライン化を進めており、平成29年3月末時点でのパイプライン化率は約53.7%となっています。

パイプライン整備後には、定期的に管路の点検を行い、必要な補修を行うとともに、排泥施設からの泥や異物等の除去を行い、通水を阻害する要因を排除していく必要があります。

今後も、パイプラインの機能が十分発揮されるよう、土地改良区と連携して維持管理に努めていきます。

【基本事業 - 5】 農畜産技術の研究開発と移転

基本事業の取組方向

多様化する県民の皆さんのニーズに対応するため、機能性農産物に係る生産技術、ICT（情報通信技術）やロボット技術を活用した高品質安定生産技術の確立、省力かつ安定生産が可能な新品種の開発等を行うとともに、農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、県民の皆さんの豊かさにつながる新たな商品やサービスの提供を促進します。

取組目標

農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）

農業研究所および畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（累計）
開発技術、 県が開発した特許・品種等

目標の進捗状況

	平成 27 年度 (計画策定時)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (行動計画 の目標)	平成 37 年度 (基本計画 の目標)
目標値		125 件	150 件	175 件	200 件	350 件
実績値	100 件	125 件				
達成率		100%				

28 年度評価

農業研究所では、野菜の重要病害である「根こぶ病」の高精度な病原菌測定技術を開発し、分析事業者に技術移転を行うとともに、病害抵抗性を強化した硬質小麦品種「タマイズミ R」の開発等に取り組みました。また、畜産研究所では、受精卵移植技術を活用した黒毛和牛子牛の生産技術の開発や海藻（アカモク）を活用した地域ブランド豚肉の開発等に取り組みました。こうした取組を通じ開発した生産技術の移転等により、平成 28 年度に 25 件の新たな商品やサービスが生まれました。

引き続き、食品産業事業者や農業者等との連携を強化して、実需者ニーズや生産現場の課題に的確に対応した計画的な研究を行うとともに、AI を活用した病害虫診断技術や収穫期間の長いナバナ新系統の開発、高品質な牛肉生産技術の確立、地鶏肉の機能性成分向上、地域未利用資源の飼料化等の研究を進めます。

28年度の取組状況

1 医療や介護での活用も視野に入れた機能性農産物に係る生産技術の開発

伊勢茶の高付加価値化を図るため、骨粗鬆症への予防効果が期待できるビタミンK含量を高める茶の栽培技術および加工方法を三重大学と共同開発し、特許を出願しました。

全国初となる極早生ウンシュウミカンの機能性表示をめざし、みえ紀南1号および崎久保早生のγ-クリプトキサンチン含量の分析等を行い、骨密度の低下予防に必要な1日あたりの摂取量および糖度との相関を明らかにしました。この結果、平成29年度中に機能性表示の届出を行う運びとなりました。

機能性の高いゴマ新品種(にしきまる)の産地への導入に向け、汎用コンバインを用いた機械化収穫体系の検討を行い、収穫ロスを最小限に留める収穫時期および収穫速度を明らかにし、平成29年度に現地実証を行う運びとなりました。

2 農業生産の持続性・効率性・安定性を高めるための技術開発

大学やメーカー等との共同研究により、CO₂施用等の高度な環境制御技術を活用したトマトの長段多収技術を開発し、講演会や研修会などを通じ、県内の主要なトマト産地に移転しました。

遺伝子検出技術の活用により、野菜の重要病害である「根こぶ病」の病原菌密度を高精度かつ迅速に測定できる手法を世界で初めて開発しました。この技術を活用して、分析業者による根こぶ病の診断サービスが開始されており、今後、被害軽減につなげていくことが期待されています。

土地利用型農業の生産性を向上するため、肥料メーカーとの共同研究により、転作等により地力が著しく低下した水田の地力を改善する「腐食酸入りの鶏ふん肥料」を開発し、商品化しました。

伊勢茶の輸出を支援するため、輸出先である米国の残留農薬基準に準じた農薬の残留調査を行い、米国の基準に対応したかぶせ茶の病害虫防除指針を作成しました。

野生鳥獣の被害防止に向けて、伊賀市、津市、南伊勢町と連携して各地域の主要サル群の誘導域を調査し、3市町の特定鳥獣管理計画(ニホンザル)の地域実施計画の策定につなげました。

3 次代を担う農業経営体の確保・育成を図る支援方策の策定に資する調査研究

農業法人に就職した方の職務満足度を高め、早期離職を防ぐ方策を検討するため、農業法人の従業員(100人)を対象としたアンケートによる職務満足度調査を行い、賃金体系や昇給の仕組み等の労務管理上の課題を整理しました。

障がい者の農業分野における施設外就労の促進に向け、福祉事業所(154件)に対して意向調査を行い、農業就労を支援するスタッフの技術習得や年間を通じた安定的な仕事量の確保などの課題を整理しました。

4 消費者ニーズに対応した新品種の開発

農研機構と連携して、硬質系コムギ品種「タマイズミ」に病害抵抗性を付与した「タマイズミR」を開発し、現地実証を行った結果、次年度から現地に導入する運びとなりました。

日本で初めて実用化した種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」の省力化栽培体系の確立に向け、播種作業が容易なコーティング種子を開発し、種苗メーカーによる種子販売につなげました。また、種苗の国外への不正流出を防止するため、公募に基づきパートナー企業を2社選定し、13か国で品種登録出願を行う体制を整備しました。

ツツジ類においては、公共事業だけでなくホームユースでの利用が期待できる白系新品種「伊勢路錦」を開発し、品種登録出願するとともに、花木産地へ導入しました。

東紀州地域に自生するシマサルナシについて、果実が大きく、糖度の高い優良系統を選抜し「みえ紀南蔓1号」として品種登録出願を行いました。緑色が濃く食味に優れていることから、ケーキやジャム等の利用が期待されており、東紀州地域で栽培が開始されています。

5 ブランド牛の品質向上につながる飼養技術の開発

松阪牛、伊賀牛などブランド牛の飼育方法を改良し肉質や肉量を向上させるため、粗飼料の給与方法や飼料添加資材が健康状態や肥育成績に与える影響を調査し、技術の普及に向けて農家研修会で結果を発表しました。

枝肉重量が食味に与える影響を調査するため、理化学分析と官能試験を行ったところ、枝肉重量の大きいもの(480kg以上)は中程度のもの(400kg~450kg)より剪断力価(肉を切るのに要する力)は高いものの、食味に及ぼす影響はないことが分かりました。

6 受精卵移植技術の向上および未利用資源を活用した飼養技術の確立

受精卵移植技術を用いた和牛子牛生産体制の確立に向け、卵子を凍結することで効率的に受精卵を製造できる技術を開発し、特許を出願しました。

養豚農家の収益性向上に向け、地域資源である海藻のアカモク、および乳業メーカーから排出される乳製品混合液の飼養試験に取り組み、実用化に向けたデータを蓄積しました。

7 飼料自給率の向上を図る耕畜連携技術の開発

飼料用稲については、国等の研究資金を活用し、新たに開発された有望品種「たちすずか」の飼料価値や乳牛における給与技術の開発に取り組みました。乳牛に「たちすずか」を給与すると、これまでの飼料用稲に比べて栄養価が高まることが確認できたことから、今後は、現地実証試験を踏まえて、生産現場への普及拡大を進めていきます。

飼料用米の保管コストを低減するため、メーカーとの共同研究を行い、玄米化による容量の削減と屋外で長期保管できる容器の改良を進めるとともに、長期保存玄米の採卵鶏への給与試験に取り組みました。その結果、給与しても特に問題のないことが明らかとなったため、生産農家において実証試験を行う運びとなりました。

今後の取組方向

農業者や食品産業事業者等との連携を強化し、生産現場の課題に応じて計画的に研究を行うとともに、開発した商品や技術の農業者等への技術移転を進めます。

もうかる農業の実現に向けて、消費者ニーズに対応した農産物の栽培加工技術や新品種の開発、植物工場の実証等に取り組みます。

農業分野における新たな国内市場の開拓に向け、健康食品等の需要や機能性表示食品制度等への対応を図るため、茶やウンシュウミカン等について、栽培加工技術の確立や機能性成分の調査を進めます。

県産畜産物の競争力強化を図るため、持続可能な肉用牛生産技術の開発や肥育素牛確保に資する新技術、地域未利用資源を利用した特色のある豚肉の開発、新たに開発された飼料用稲の乳牛への給与技術の開発、採卵鶏への飼料用米給与技術の確立に取り組みます。

トピックス1

白色系のツツジ品種「伊勢路錦」が誕生！

本県の植木生産は鈴鹿市、亀山市、津市等を中心に全国第2位の出荷数量を誇り、特にサツキ・ツツジ類は全国シェアの50%を超える全国第1位の産地です。

これまで公共事業向け緑化樹として利用されることが多かったツツジ類の需要開拓をめざして、花色に特徴を持つツツジ品種「伊勢路錦」を育成し、品種登録出願を行いました。

この品種は、白色系の八重咲きでボリューム感があり、植木農家からもホームユースなど新たな用途を持つ新商材として期待されています。平成29年1月には、植木の生産者団体と許諾契約を結び、現地での栽培も始まりました。

今後も、普及センターと連携して、栽培マニュアルや種苗の配布等により生産拡大に取り組んでいきます。



満開の「伊勢路錦」

トピックス2

海藻（アカモク）を活用した地域ブランド豚肉を開発！

畜産研究所では、県内養豚農家の更なる競争力強化を図るため、地域特産物を活用した地域ブランド豚肉の研究開発を進めており、これまでに、アコヤガイの貝殻粉末を給与した「伊勢志摩パールポーク」が商品化されています。

このたび、伊勢志摩地域で特産化が進められている海藻（アカモク）に着目し、乾燥粉末を添加した飼料を豚に給与する効果を検証しました。

試験では、2%添加する事により、飼養成績が良くなり、肉質や肉色にも変化が見られるとともに、ロース肉を用いた食味試験で高評価を得ることができました。

これらの結果、精肉業者と養豚農家の連携による、アカモクを活用した新ブランド豚肉の商品化につながりました。



海藻（アカモク）



アカモク乾燥粉末添加飼料

**三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
平成 28 年度 実施状況報告**

2017 年（平成 29 年）10 月
三重県

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

T E L 059-224-2016（農林水産部担い手支援課）

F A X 059-223-1120